

正月 大卅日、元日、二日、三日、此四日大紋日也、庭錢入る也、つゞき四日、五日、六日、七日、八日

十五日迄、廿日、廿一日、廿五日、廿八日、外に家々の節あり

二月 朔日、初午兩日、初卯、二の卯、十五日、廿一日、廿五日、廿八日

三月 節句約束二日、三日、四日、是庭錢入也、つゞき五日、六日、七日、八日、九日、十四日、十九日、廿

一日、廿三日、廿四日、廿五日、廿八日、外ニ稻荷御出、松尾御出

四月 朔日、八日、十五日、廿一日、廿五日、廿八日、外ニいなり祭、前後三日、松の尾祭

あふひ祭 山王まつり

五月 朔日、節句やくそく四日、五日、六日、是庭錢入る也、つゞき七日、八日、九日、十日、十一日、十五日

廿一日、廿五日、廿八日

六月 朔日、五日、七日、十四日、十九日、廿八日、住よし神事○七月以下略

町賣

〔洞房語園異本補遺〕慶長年中迄は、傾城の町賣とて、先様より雇ひ來れば、何方までも遣しけれども、元和年中に、傾城町一ヶ所に仰付られ候より、町賣停止也、然れ共、神社佛閣などへ參詣の事は、自由に致させられたれば、物參りにかこつけて、知音の方へ立寄り、馳走にあひしこと、略有し故、町賣に紛敷見へければ、名主甚右衛門此事を御届け申あげて、寛永十八年の頃より、故なくして大門より外へ、むざと傾城共を出さず、京都の島原は、御構ひこれなし、町賣致しけるが、是も寛永十七年辰の秋中、町賣御停止、同時商賣のこと、晝計被仰付候、

一日買

〔嬉遊笑覽九姐〕一日買、諸艶大鑑に、越後の竹六といふ男、かりそめにも、こかまへなること、嫌ひなり、六條の一日買と申も、此人始めての都のぼりにせしとかやといへり、一日買とは、大門をうつといふ類か、世にいふ、紀文は豪富にて、吉原總仕舞とて、大門をえめさせし事、兩度ありしとぞ、六條一日買は、上がったのむかし、嘶にて、其事知べからず、紀文がことは、究めて虚説なり、手をもて數